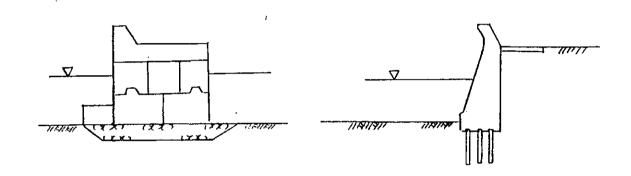
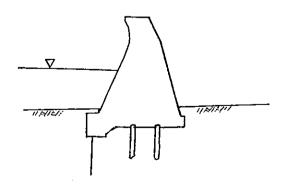
- 1 外郭施設
- (4) 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁
- [1] 記載要領
 - 1) 本表には、防波堤、砂防堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁について記載する。
 - 2) 構造形式の欄には、施設の横断面の形状により、直立、傾斜、混成、その他の区分を記載する。 以下に、横断面の形状例を示す。
 - i) 直立:前面傾斜勾配が鉛直あるいは鉛直に近いもの (例1)

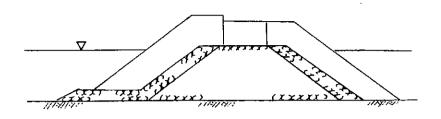


防波堤

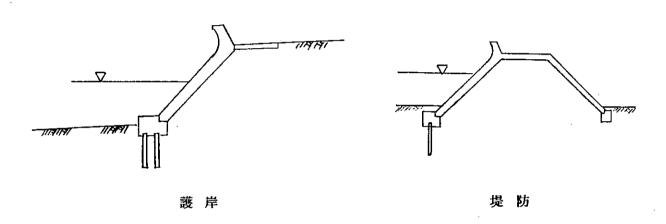
護岸



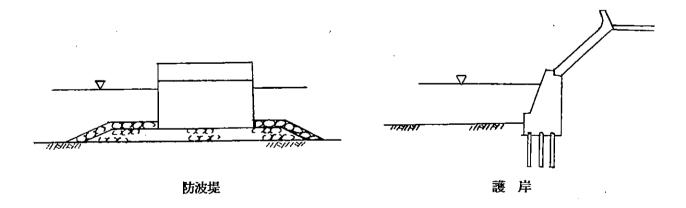
ii) 傾斜:前面傾斜勾配が直立よりゆるやかなもの (例2)

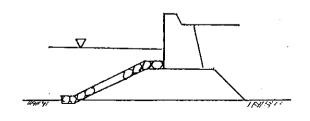


防波堤



iii) 混成:上記i)、ii)を組み合わせたもの及び沈船防波堤 (例3)





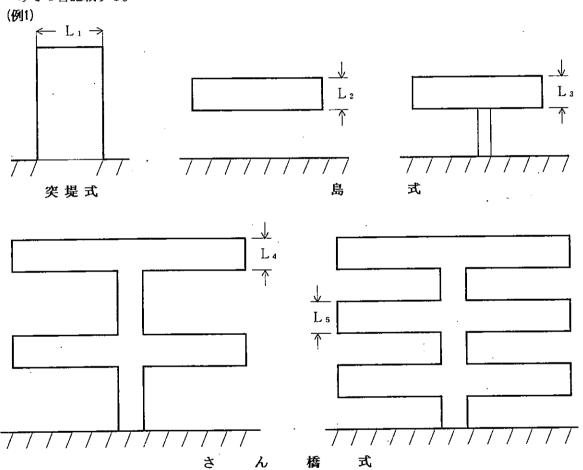
堤 防

- 3) 延長の欄において、防波堤、防砂堤、導流堤及び突堤については、上部工の中央線の延長を、防 潮堤、護岸、堤防及び胸壁については、天端前面の延長を記載する。ここで、建設延長の欄には、 現在までに建設された当該施設の延長の合計値を記載する(建設終了後に被災を受け、所要の機能 を失った部分がある場合においても、この部分の延長を除かずに含めて記載する)。
 - 一方、機能保有延長の欄には、建設延長から被災を受けて所要の機能を失った部分の延長を除いたものを記載する。
- 4) 天端高の欄には、基本水準面(又は工事用基準面)と施設の天端との高低差を+〇. 〇のように 単位以下1位まで記載する。
- 5) 消波工延長の欄には、消波工を施してある部分の延長を記載する。
- 6) 主要用材の欄には、それぞれの形式ごとに次の区分により主要用材名を記載する。
 - i) 直 立:ケーソン、ブロック、セルマーブロック、コンクリート単塊、石枠、練石積、空石積、 コンクリート杭、鋼矢板、その他
- ii) 傾 斜:捨石、捨ブロック、異形ブロック、石張工、コンクリート張工、石積工、その他
- iii) 混 成:ケーソン、ブロック、セルラーブロック、コンクリート単塊、船舶駆体、その他
- iv) その他:直立消波ブロック、消波ケーソン、異形ケーソン、くい、浮防波堤、その他
- 7) 建設開始及び終了年度の欄には、着工年度及び竣工年度を記載する。この場合、改良としての消波工や維持補修及び災害復旧に要した期間を除く。
- 8) 事業費の欄には、当該施設の建設に要した事業費の総額と国庫補助金額を記載する(ここで、改良としての消波工や維持補修及び災害復旧に要した事業費は除く)。
- 9) 備考の欄には、特筆すべき事項について記載する。
- (注)1. 護岸保護の縦堤は突堤とする。
 - 2. 仮設構造物は記載の対象としない。
 - 3. 護岸が面的な構造となっていて、横断面が複数に分かれる施設であっても、一体として機能を果すものである場合には1つの施設として記載する。なお、これ以外の場合には、最前線の護岸についてのみ記載する。ただし、陸側に位置する施設が防潮堤等の機能を有している場合には、独立した施設として別途所要事項を記載する。
 - 4. 廃棄物埋立護岸は、本表には記載せず、(11)の(イ)「廃棄物埋立護岸」に記載する。

2 係留施設

[1] 記載要領

- 1) 本表には、岸壁、係船浮標、係船くい、さん橋、浮さん橋、物揚場及び船揚場について記載する。 なお、さん橋には、デタッチドピアーを含むものとする。
- 2) 種類欄の記載にあたって、水深-4.5 m以上の岸壁を「岸壁」とし、これより水深の浅い岸壁を 「物揚場」として記載する。
- 3) 構造形式の欄には、岸壁及び物揚場については、重力式、矢板式、たな式、セル式の区分を記載し、さん橋(含むデタッチドピアー)については、くい式、井筒式、橋脚式、矢板式の区分を記載する。
- 4) 形態の欄には、当該施設の平面形態が、例1に示す突堤式、島式及びさん橋式の場合についてのみその旨記載する。



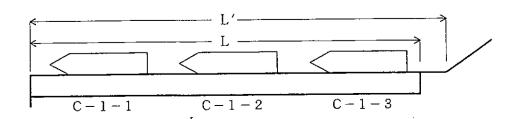
5) 延長の欄には、基本的に「取付部を除く延長」と「取付部を含む延長」に分けて各々の欄に記載する(取付部がない場合には各々の欄に同じ数値を記載する)。ただし、係船浮標については延長の記載の必要はない。

記載にあっては例2を参照のこと。

(例2)

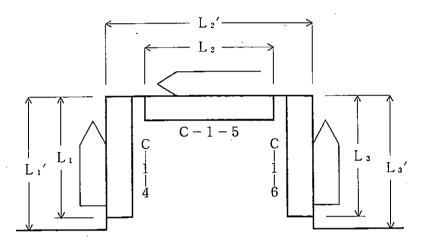
i) 連続バースの場合

船舶が接岸し得る延長L(取付部を除く延長)及び取付部を含めた延長L'を記載する。



ii) 突堤式の場合

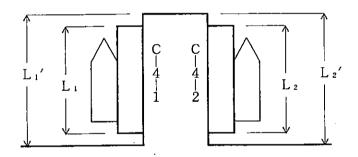
船舶が接岸し得る延長(取付部を除く延長) L_1 、 L_2 、 L_3 及び取付部を含めた延長 L_1 ′、 L_2 ′、 L_3 ′を各々の欄に記載する。



iii) 突堤式岸壁等に、さん橋等をある長さだけ新設した場合

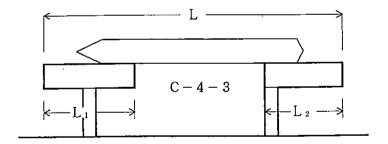
新設部分の前面において、船舶が接岸し得る延長(取付部を除く延長) L_1 、 L_2 及び取付部を含めた延長 L_1 ′、 L_2 ′を各々の欄に記載する。

なお、 L_1 、 L_2 部分以外の旧施設が係留施設として利用可能な場合には、取付部ではなく別個の係留施設として所定の事項を記載する。



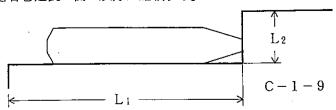
iv) 石油さん橋等で、本船接岸に際し2つのさん橋を同時に用いる場合

次図のLを取付部を除く延長の欄に記載するとともに、接岸施設の延長 L_1 、 L_2 の合計値を取付部を含む延長の欄に記載する。



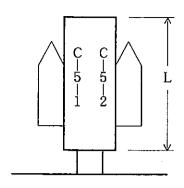
v) フェリーボート及び鉄道連絡船岸壁等の場合

船舶が接岸し得る延長し、と船首(尾)係船岸延長し。を「L1+L2」として、取付部を除く延長の 欄及び取付部を含む延長の欄の双方に記載する。



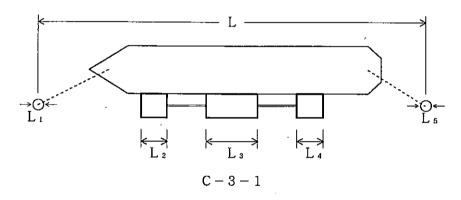
vi) 突堤式浮さん橋で両側係船が行われている場合

次図のLをもって「L×2」として、取付部を除く延長の欄及び取付部を含む延長の欄の双方に記載する。

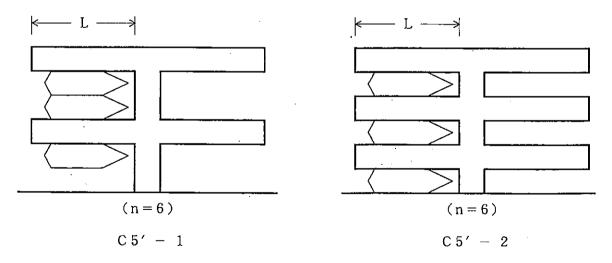


vii) ドルフィン(係船くい)の場合

次図のLを取付部を除く延長の欄に記載するとともに、施設の延長 L_1 、 L_2 、 L_3 、 L_4 、 L_5 の合計値を取付部を含む延長の欄に記載する。なお、施設が木ぐいの場合には上端の束環の径の合計値を取付部を含む延長の欄に記載する。



viii) プレジャーボートさん橋の場合 次図のしをもってL×nと記載する。

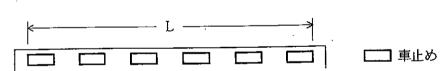


- 6) 施設の幅の欄には、当該施設が例1に示す突堤式、島式及びさん橋式の場合に限り、その幅員を 記載する。また、当該施設が船揚場の場合にはその斜面の長さ(奥行き)を記載する。
- 7) エプロン幅の欄には、当該施設が岸壁、さん橋、物揚場、その他エプロン幅を設定している施設 に限り、そのエプロン幅を記載する。
- 8) 面積の欄には、岸壁、物揚場及び船揚場について、背後の上屋との間の荷役スペース(エプロン) の面積を記載する。ここで、船揚場のように斜面となっている場合には、斜面積を記載する。

- 9) 計画上の水深の欄には、港湾計画等による所定の水深を単位以下1位まで記載する。また、現在の水深の欄には、所定の水深よりも浅い箇所がある場合に限り、現在の最も浅い箇所の水深を記載する。
- 10) 天端高の欄には、基本水準面(又は工事用基準面)と施設の天端との高低差を+〇. 〇のように 単位以下1位まで記載する。
- 11) 主要用材の欄には、当該施設の種類ごとに次の区分により主要用材名を記載する。
 - i) 岸壁、物揚場:ケーソン、L型ブロック、セルラーブロック、コンクリート単塊、鋼矢板、鉄筋コンクリート矢板、プレストレストコンクリート矢板、木矢板、鋼ぐい、コンクリートぐい、その他
 - ii) 係船浮標:鋼、木、その他

(例3)

- iii) 係船くい:鋼ぐい、コンクリートぐい、木ぐい、ケーソン、その他
- iv) さん橋 : 鋼ぐい、コンクリートぐい、木ぐい、その他
- v) 浮さん橋:鉄筋コンクリート、鋼、木、その他
- vi) 船揚場:場所打コンクリート、コンクリートブロック、その他
- 12) 耐重力の欄には、当該施設が岸壁、さん橋、浮さん橋、物揚場又は船揚場の場合に限り、設計条件とした上載荷重を単位以下1位まで記載する。
- 13) 主要利用船舶の種類名の欄には、当該施設を主として利用する船舶の種類名を、一般貨物船、旅客船、フェリーボート、貨客船、コンテナ船、RORO船、原油タンカー、自動車専用船、鉄鋼石専用船、石炭船、LNG船、LPG船、木材専用船、穀物専用船、セメント専用船、その他専用船、漁船、プレジャーボート、自衛艦、官公庁船、水中翼船、エアークッション艇、、遊漁船、その他の別で記載する。
- 14) 主要取扱貨物名の欄には、別表-2より該当するものを選んで記載する。
- 15) 係船柱の欄には、係船環の水平耐力と基数を記載する。なお、能力の相違する数種の係船柱がある場合には、 $10(t) \times 2(基) + 20(t) \times 1(基)$ のように記載する。
- 16) 防げん材の欄には、当該施設の附帯設備である防げん材の合計基数を記載する。
- 17) 照明設備の欄には、当該施設の附帯設備である照明設備の合計基数を記載する。
- 18) 階段等の欄には、当該施設の附帯設備である階段及びはしごの合計個数を記載する。
- 19) 救命設備の欄には、当該施設の附帯設備である救命浮環、探照灯及びその他の救命設備の種類名とその種類ごとの設置数量を記載する。
- 20) 車止めの欄には、例3に示すとおり、当該施設の附帯設備である車止めの設置延長しを記載する。



- 21) 車両乗降用設備の欄には、当該施設の附帯設備である車両乗降用設備の基数を記載するととも、その幅員を単位以下1位まで記載する。
- 22) 対象船舶において、船型の欄には、当該施設の計画(設計)対象船舶のトン数を、当該船舶の特性に応じて重量トン数(D/W)で記載する。ただし、旅客船などのように総トン数(G/T)での記載が望ましいものについては、単位記号とともに総トン数で記載する。

また、船席数の欄には、当該施設の所定の水深が-4.5 m以上の場合に限り、計画対象船舶の船 席数 (バース数) を記載する。

- 23) 建設開始及び終了年度の欄には、着工年度及び竣工年度を記載する。ここで、維持管理に要した期間は除く。一方、当該施設が他港等から流用した施設(例えば浮さん橋)である場合には、その取得年月日を終了年度の欄に記載する。
- 24) 事業費の欄には、当該施設の建設に要した事業費の総額と国庫補助金額を記載する(ここで、維持補修及び災害復旧に要した事業費は除く)。
- 25) 備考の欄には、特筆すべき事項について記載する。
- (注)1. 在日米軍による専用、共同使用、一時使用の場合にはその旨を備考の欄に記載する。
 - 2. 港湾計画等による所定の水深が-4.5 m以上の施設を岸壁、それよりも浅いものを物揚場として 取り扱う。

3 臨港交通施設

[1] 記載要領

- 1) 本表には、臨港交通施設である道路(車道、歩行者専用道)、駐車場、鉄道、軌道、運河、ヘリポート、モノレール及び中量軌道輸送システムについて記載するとともに、これらの構造形態の一部となる橋りょう及びトンネルについても記載する。
- 2) 本表には、港湾管理者が管理する臨港交通施設について所定の事項を記載することとし、港湾管理者以外の者が管理する臨港交通施設については主要な施設について所定の事項を記載する。
- 3) 道路のうち、歩行者専用道については専ら歩行者や自転車等の通行に供される道路やデッキ(人工地盤)とする。ただし、車道と並行する歩道、車道を跨ぐ横断歩道橋及び緑地内の遊歩道等は除くこととする。
- 4) 橋りょうについては、道路、鉄道等の路線のうち、海域、河川、運河等を跨ぐものを記載する。ただし、当該施設以外の道路や鉄道等との立体交差部や、当該施設の陸上における高架部は除くこととする。
- 5) トンネルについては、道路、鉄道等の路線のうち、沈埋トンネルや隧道について記載する。ただし、当該施設以外の車道や鉄道等との立体交差部におけるボックスカルバートや、歩行者専用道の路線の一部しての小規模なトンネル等は除くこととする。
- 6) 構造形式の欄、起終点の欄、規模の欄、舗装形態の欄及び主要取扱貨物名の欄には、基本的に下 表の丸印を記した施設について記載する。

					庄子	CA-	###	\ <u></u>		-	, Lab	_	Æ.		,
			道 路 ·		駐	鉄	軌	運	^	モ	中量	橋りょう		トンネル	
									リ	7	軌道				
				車歩	車				ポ	レ	輸				
				行者専					₁]	輸送シ	道路	鉄道	道路	鉄道
		٠		専田					 -	ルル	ステ	の場	の場	の場	ーのI
			道	用道	場	道	道	河		10	ム	 合	合	· 合	場合
構	造形	式	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0	0
起	終	点	0	0		0	0			0	0				
	延	長(m)	0	0	-	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	面	積(m²)	0		0		:		0			•			
	車道幅	員(m)	0		-							0		0	
	道路敷	幅(m)	0	0											
	車 線 数	(車線)	0									0		0	
規模	駐車場	バス			0										
	収容台数 (台)	乗用車			0										
	単線・複	線区分				0	0			0	0		0		0
	桁下	高(m)										0	0		
	制限	高(m)												0	히
	最 小 幅	員(m)						0							
	最小水	深(m)						0							
!	駐 機	数(機)							0						
舖	装 形	態	0	0	0				0			0		0	
主	主要取扱貨物名					0	0								

- 7) 構造形式の欄において、道路、鉄道、軌道、モノレール及び中量軌道輸送システムについては、 地表式、嵩上式(高架式)、地下式、堀割式の区分で記載する。橋りょうについては、プレートガ ーダー、トラス型、アーチ型、つり橋、その他の区分で記載する。トンネルについては、沈埋式、 隧道式、その他の区分で記載する。
- 8) 起終点の欄には、道路、鉄道、軌道、モノレール及び中量軌道輸送システムについて記載する。
- 9) 舗装形態の欄には、砂利敷、アスファルト舗装、コンクリート舗装、その他の区分で記載する。
- 10) 主要取扱貨物名の欄には鉄道及び軌道に限り、表2より該当するものを選んで記載する。
- 11) 建設開始及び終了年度の欄には、着工年度及び竣工年度を記載する。ここで、当該施設の維持補修に要した期間は除くこととする。
- 12) 事業費の欄には、当該施設の建設に要した事業費の総額と国庫補助金額を記載する(ここで、維持補修に要した事業費は除く)。
- 13) 備考の欄には、特筆すべき事項について記載する。
- (注)1. 延長、幅員、道路敷幅、桁下高、制限高、最小幅員及び最小水深にあっては、単位以下 1 位までを記載する。なお、水深は基本水準面(又は工事用基準面)からの高低差をもって一〇. 〇と記載する。
 - 2. 延長の欄には、港湾区域内及び臨港地区内の延長を記載する(港湾施設の認定を受けたものを含むものとする)。また、道路、鉄道、軌道、モノレール及び中量軌道輸送システムにおいて、同一路線が港湾区域外及び臨港地区外に延びて機能している場合には、これを含めた延長を備考の欄に記載する。
 - 3. 面積の欄には、車道については道路敷きの面積を、駐車場については敷地面積を、ヘリポートについては公示面積を記載する。
 - 4. 車道幅員は、当該施設において最も延長割合の大きい標準部の横断形状をもって記載する。
 - 5. 道路敷幅とは、(注)4の横断面において、当該車道が分離帯を有している場合、或いは歩道が並 行している場合には、これらの幅員と車道幅員の合計値とする。
 - 6. 車線数は、(注)4の横断面における両方向の車線数の合計を記載する。
 - 7. 橋りょうの桁下高とは、水面上の橋りょうにあっては略最高高潮面からの高さとする。また、 陸橋にあっては桁下直下の地盤面からの高さとする。
 - 8. 駐機数の欄には、ヘリポートのエプロンの駐機収容機数を記載する。

- 4 荷さばき施設及び移動式荷役機械
- (4) 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械
- [1] 記載要領
 - 1) 本表には、固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械について記載する。
 - 2) 種類の欄には、固定式、軌道走行式及び移動式の区分を記載する。
 - 3) 係留施設名の欄には、当該施設の位置する係留施設名又はふ頭名を記載する。
 - 4) 荷役能力の欄には、荷役機械の吊り上げ荷重又は1時間当りの荷役能力のうち、当該荷役機械の能力を適切に示しうる一方を記載する。
 - 5) 荷姿名の欄には、当該荷役機械がもっぱら取り扱う荷姿名を記載する。
 - 6) 主要取扱貨物名の欄には、表2より該当するものを選んで記載する。
 - 7) 建設開始及び終了年度の欄には、固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械の着工年度及び竣工年度を記載する。また、移動式荷役機械の場合には、終了年度の欄に当該荷役機械の取得年度を記載する。
 - 8) 事業費総額の欄には、当該施設の建設に要した事業費の総額を記載する。
- 19) 備考の欄には、特筆すべき事項について記載する。

- 5 廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
- (イ) 廃棄物埋立護岸
- [1] 記載要領 .
 - 1) 本表には、廃棄物埋立護岸について記載する。
 - 2) 構造形式の欄、天端高の欄、消波工延長の欄及び主要用材の欄は、(2)の(イ)「防波堤、防砂堤、防 潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に準じて記載する。
 - 3) 延長の欄において、当該施設の外周護岸の建設延長を外周建設延長の欄に記載する。また、機能保有延長の欄には、外周建設延長から被災を受けて所要の機能を失った部分の延長を除いたものを記載する。内護岸延長の欄には、中仕切りを設けた場合に、この延長を記載する。
 - 4) 廃棄物の種類の欄には、一般廃棄物、産業廃棄物、公共残土、しゅんせつ土の区分を記載する。
- 5) 計画処分面積の欄には、廃棄物の計画処分面積を記載する。
- 6) 計画処分量の欄には、廃棄物の計画処分量を記載する。
- 7) 建設開始及び終了年度の欄には、着工年度及び竣工年度を記載する。
- 8) 事業費の欄には、当該施設の建設に要した事業費の総額と国庫補助金額を記載する。
- 9) 備考の欄には、特筆すべき事項について記載する。

港湾取扱貨物の品種分類

コード		外内貿別	品種
(1)	01	010 内貿 011 外貿	麦
農	02	020 内貿 021 外貿	米・雑穀・豆
	03	030 内貿 031 外貿	野菜・果物
水	04	030 内貿 041 外貿	綿花
	05	050 内貿 051 外貿	その他農産品
産	06	060 内貿 061 外貿	羊毛
	07	070 内貿 071 外貿	その他畜産品
品	80	080 内貿 081 外貿	水産品
(2)	09	090 内貿	原木 .
林	10	100 内貿	樹脂類
産	11	110 内貿	その他木材・
品	12	120 内貿 121 外貿	薪炭
(3)	13	130 内貿 131 外貿	石炭
鉱	14	140 内貿 141 外貿	鉄鉱石
	15	150 内貿	その他金属鉱
	16	160 内貿 161 外貿	砂利・砂・石材等
産	17	170 内貿 171 外貿	原油
	18	180 内貿 181 外貿	りん鉱石
	19	190 内貿 191 外貿	石灰石
品	20	200 内貿 201 外貿	原塩
	21	210 内貿 211 外貿	その他非金属鉱物
(4)	22	220 内貿 221 外貿	鉄 鋼
金	23	230 内貿 231 外貿	非鉄金属・
属機	24	240 内貿 241 外貿	金属製品
械	25	250 内貿 251 外貿	輸送機械
エ	26	260 内貿 261 外貿	その他機械
業品	27	270 内貿 271 外貿	陶磁器
HU	28	280 内貿 281 外貿	セメント

	ード	外内貿別	品 種
(5)	29	290 内貿 291 外貿	ガラス類
化	30	300 内貿	その他窯業品
	31	301 外貿 310 内貿	重油
学		311 外貿 320 内貿	
	32	321 外貿	石油製品 ————————————————————————————————————
エ	33	330 内貿 331 外貿	コークス
3110	34	340 内貿 341 外貿	その他石炭製品
業	35	350 内貿 351 外貿	化学薬品
品品	36	360 内貿 361 外貿	化学肥料
	37	370 内貿 371 外貿	その他化学工業品
(6)	38	380 内貿 381 外貿	紙・パルプ
軽	39	390 内貿 391 外貿	糸及び紡績半製品
エ	40	400 内貿 401 外貿	その他繊維工業品
業	41	410 内貿 411 外貿	砂糖
品品	42	420 内貿 421 外貿	その他食料工業品
(7)	43	430 内貿 431 外貿	がん具
雑	44	440 内貿 441 外貿	日用品
エ	45	450 内貿 451 外貿	ゴム製品
業	46	460 内貿 461 外貿	木製品
品	47	470 内貿 471 外貿	その他製造工業品
(8)	48	480 内貿 481 外貿	金属くず
特	49	490 内貿 491 外貿	くずもの
	50	500 内貿 501 外貿	動植物性製造飼肥料
殊	51	510 内貿 511 外貿	廃棄物
四四	52	520 内貿 521 外貿	輸送用容器
	53	530 内貿 531 外貿	取合せ品
(9) そ	54	540 内貿 541 外貿	分類不能のもの
の他	55	550 内貿 551 外貿	フェリー
LTE		001 / 月	